



令和 8 年 7 月 10 日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、令和 8 年 7 月 8 日・9 日に職員（2 名）の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

【概要】

被処分者①及び②は、昨年度下半期の通勤手当支給に際し、職員の通勤状況について一斉調査した中で不適切な受給が発覚したもの。この者たちを含めた 9 名の職員に不適切な受給が確認され、その総額は約 44 万円だった。なお、不適切に受給した通勤手当はすべて区に返還されている。

【被処分者】

《被処分者①》

所属：福祉部障害者施設課 職層：主事 職種：福祉
性別：男性 年齢：50 代
期間：令和 5 年 4 月～令和 7 年 8 月 過大受給額：116,424 円

《被処分者②》

所属：健康部健康推進課 職層：主事 職種：事務
性別：男性 年齢：20 代
期間：令和 7 年 4 月～令和 7 年 9 月 過大受給額：83,010 円

【処分内容】

《被処分者①》 減給 10 分の 1 1 月

《被処分者②》 戒告

いずれも地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（法令等違反）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の懲戒事由に該当。

なお、この者たち以外にも不適切受給のあった 7 名の職員については、状況や経緯からいずれも文書または口頭による注意指導を行った。

【問い合わせ】総務部人事課